

## 先端設備等導入制度の移管に関するQ&A(令和3年6月16日更新)

| No | 質問   | 回答  |
|----|--|---|
|    | (全体について)                                   |   |
| 1  | どのような改正が行われるのか。                            | 第204回通常国会において成立した産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」)の施行により生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度関係の規定が中小企業等経営強化法に移管されます。                          |
| 2  | 改正法はいつ施行されるのか。                             | 改正法のうち、生産性向上特別措置法の廃止や先端設備等導入制度関係の規定の移管に関する中小企業等経営強化法の改正規定は改正法の公布日(令和3年6月16日)に施行されます。  |
|    | (導入促進基本計画について)                             |   |
| 3  | 既に同意を受けている導入促進基本計画の期間を延長したい場合、どのような手続が必要か。 | 計画期間の満了以前に計画期間の延長のための計画変更の手續が必要です。同意手続の窓口は所轄の経済産業局となります。なお、生産性向上特別措置法に基づき手續を行う場合には、改正法施行までに同意を受ける必要がありますので、事前に所轄の経済産業局にご確認ください。 |
| 4  | 計画期間中の導入促進基本計画は改正法施行時にどうなるのか。              | 生産性向上特別措置法に基づき同意を受けた導入促進基本計画は、改正法施行後中小企業等経営強化法に基づき同意を受けた導入促進基本計画とみなされます。  |
| 5  | 導入促進基本計画に改正前の法令を引用する記載があるが、この点の変更は必要か。     | 改正法施行後すみやかに改正後の法令を引用する記載に変更いただきたいと考えていますが、計画変更の同意までは改正後の法令を引用する記載とみなして対応してください。   |
|    | (先端設備等導入計画について)                            |   |
| 6  | 既に認定を受けている先端設備等導入計画は改正法施行時にどうなるのか。         | 生産性向上特別措置法に基づき認定を受けた先端設備等導入計画は、改正法施行後中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた先端設備等導入計画とみなされます。このため、認定を受けた計画を引き続き実施する場合には特段の手續は必要ありません。              |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 7 | 改正法施行前に中小企業等経営強化法に基づき申請を行うことは可能か。                                 | 中小企業等経営強化法に基づく申請は改正法施行後に可能です。なお、生産性向上特別措置法に基づく申請は、改正法施行日より前に認定を受けることが必要です。設備取得までの日程を踏まえ、申請手續について市町村にご確認ください。 |
| 8 | 改正法施行後に中小企業等経営強化法に基づき申請を行う場合には新しい様式を用いるのか。                        | 改正法施行後は中小企業等経営強化法施行規則の様式に基づく申請が必要です。変更申請についても同様です。   |
| 9 | 工業会の証明書、認定経営革新等支援機関の確認書やリース事業協会の固定資産税軽減計算書は、改正法施行後、新様式に基づくものが必要か。 | 工業会の証明書、認定革新等支援機関の確認書やリース事業協会の固定資産税軽減計算書については、旧様式に基づくものや改正法施行前に作成されたものであっても改正法施行後の申請に利用が可能です。                |